

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	経済部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 2 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	経済部 経済政策課 (TEL:内線3327)

指摘事項	措 置 状 況
1 適正な財務会計事務の執行について ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定するが、補助金等については、交付決定をするとき、すなわち「指令をするとき」に支出負担行為として整理するとされている。 しかしながら、岐阜市土地改良推進事業補助金について、令和2年4月1日に指令が発出されているにもかかわらず、令和2年12月9日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。	指摘を受け、このような遅延が起こらないよう、支払いを伴う決裁を、管理簿に担当者が記入し、担当係長、政策課担当によるダブルチェックをうけるようにした。 また今後、年度当初に繁忙期に行う事務をリスト化し、チェック欄を設け管理し、業務に遅延が起こらないよう注意する。
イ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、指定管理者が管理する岐阜市勤労会館及び岐阜市健康ふれあい農園を納入場所とした物品の納品について、指定管理者の職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 また、産業振興・企業誘致課、労政・経営支援課及び食肉地方卸売市場では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	各指定管理施設、産業振興・企業誘致課、労政・経営支援課及び食肉地方卸売市場では、現在岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を周知徹底し、物品取扱員による物品の検収を実施している。
2 適正な事務執行について 岐阜市事務決裁規則第3条は、決裁の手続の過程は、順次所属上司の決裁を得て、専決者又は市長の決裁を受けなければならないと規定する。また、同規則別表第1は、文書による照会、回答（請願、陳情、要望等に対する回答を除く。）、通知及び報告について、重要なものは部長の専決事項、軽易なものは課長の専決事項と規定している。 しかしながら、産業振興・企業誘致課の岐阜県への報告については、決裁の手続をとっていないものがあった。 今後は、岐阜市事務決裁規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。	岐阜市事務決裁規則の周知徹底を行い、適正な事務執行に努めていく。
3 委託契約の形式により行われている消毒業務について 労働派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働者告示第37号）第2条は、「請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする」とし、同条第2号は、「次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること」としている。 そして、同号ハは、次のように規定している。ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。 （1）自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。 （2）自ら行う企画又は自己の有する専門的な記述若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。 上記のとおり、請負の形式による契約により行う業務が同基準第2条第2号ハ(2)に該当しないものであるときは、業務に必要な資材を発注元から提供されている場合、労働者派遣事業を行う事業主とされる。 岐阜市食肉地方卸売市場消毒業務委託契約として行われている消毒業務について、市は、業務の処理に必要な資材として、長靴を貸出し、消毒器具、消毒液、防護服、手袋及びマスクを提供している。 したがって、岐阜市食肉地方卸売市場消毒業務委託契約が請負契約の要件を満たしているが確認されたい。	岐阜市食肉地方卸売市場消毒業務委託契約は、岐阜市が受注者に対し業務に必要な資材を提供しており、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働者告示第37号）』第二条第2項ハ(1)に該当せず、労働者派遣事業にあたるのではないかと指摘を受けたが、防疫業務は専門的な業務であるため、同項ハ(2)に該当し、労働派遣事業にあたらないと考えていた。 しかしながら、契約内容について疑義を生じさせるものであったことから、仕様についてご意見をいただいたことを受け、令和3年度からは、防護服等の資材の調達も含め消毒業務全般を委託する仕様で、請負契約を見直した。